



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イエメン：サーレハ大統領が GCC 調停案に遂に署名

研究員 河井明夫

約 10 カ月に及ぶ退陣要求を斥けてきたイエメンのアリー・アブドラー・サーレハ大統領が 11 月 23 日、副大統領への権限委譲などを主旨とする GCC（湾岸協力理事会）調停案に署名した。サーレハ大統領は同日未明、サウジのリヤードに飛び、同国のアブドラー国王が見守る中、署名を行った。

同調停案は、隣国イエメンの不安定が自国に悪影響を及ぼすことを恐れるサウジを中心とする GCC が 4 月初めから、サーレハ大統領側と反政府勢力の間の仲介に立とうと提示してきた。サーレハ大統領一派に対する訴追免除と引き換えに同大統領がアブドラッポ・マンスール・ハーディー副大統領に権限を委譲することなどを柱とする同調提案に対して、サーレハ大統領は合意の意思を表示しながら、土壇場で難癖を付けて署名を拒絶することを何度も繰り返してきた。今回、実際にサーレハ大統領が自らペンを取り、サウジ国王をはじめ、GCC 各国外相、国連安保理 5 カ国の駐サウジ大使らを前に署名したことで、イエメンの政治危機はまた一つ新たな段階に入った。これを危機打開に向けた前進とみる向きもあれば、更に厄介な新たな危機の始まりとみなす者もいるようだ。

GCC 調停案そのもの及びその実行メカニズムは、当初 4 月初めに起案された原案から、何度か修正が加えられているため、実際に 23 日にサーレハ大統領が目を通して納得した上で署名したバージョンの原文については断片的な内容しか伝えられていない。複数のメディアの報道内容をまとめると、GCC 調停案の実行メカニズムに基づく今後のプロセスはおおよそ以下のとおりと推測される。

①署名から 90 日以内の第 1 移行期間中に野党側の人物を首班とする挙国一致内閣が発足し、大統領選挙が実施される。その間、サーレハはハーディー副大統領に大統領権限を委譲するも名誉大統領の地位に留まる。

②大統領選挙結果の発表を以って 2 年間の第 2 移行期間がスタートする。この 2 年以内に、新憲法に対する国民投票を経て、議会（下院）選挙と大統領選挙が行われる。

同調停案には既存の野党連合「合同フォーラム」の代表もリヤードに赴き正式に署名した。しかし、今年 1 月からの反政府デモの口火を切り、現在でもイエメン各地の街頭で「身体を張って」デモを主導している若者たちは、デモ弾圧で多くの血が流れたことを重視して、サーレハ大統領一派に対する訴追免除を条件とする GCC 調停案を拒否している。サーレハと「現体制の残党」の訴追という「革命の目的」が達成されるまで抗議活動の拠点を立ち退かないとしている。

このため仲介に当たった欧米など国際社会は、サーレハ大統領がこのままイエメンに戻ら

ず国外に留まることが危機打開に向けて望ましいと見ているようである。実際に潘国連事務総長は 22 日にサーレハ大統領から電話を受け、リヤードでの署名後、治療のため米国ニューヨークに向かうことを伝えられたと報じられている。